

自動消火器・卓上電磁調理器を給付します

広島市では、在宅でひとり暮らしなどの人の日常生活の利便の向上を図るため、自動消火器と卓上電磁調理器を給付しています。

1 給付対象者

要介護・要支援認定を受けているか、40～64歳で加齢が原因とされる特定疾病により、

- ① 生活保護法の介護扶助 又は
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の介護支援給付

の受給資格を有している人で、

- (1) 自動消火器 ⇒ 寝たきり又はひとり暮らし
(2) 卓上電磁調理器 ⇒ 出火への配慮が必要な、ひとり暮らし又は高齢者等のみの世帯

2 利用者の費用負担

対象世帯の区分		自動消火器		卓上電磁調理器
		新規	再給付	
生活保護等受給世帯		無料	無料	無料
生計中心者の 市民税	非課税			11,000 円
	所得割額が年額 8,000 円以下	16,300 円	16,300 円	
	所得割額が年額 8,001 円以上、20,000 円以下	28,400 円	28,400 円	
	所得割額が年額 20,001 円以上、50,000 円以下	42,800 円	42,800 円	
	所得割額が年額 50,001 円以上、90,000 円以下	52,400 円	52,400 円	
	所得割額が年額 90,001 円以上	52,800 円	63,800 円	

※ 市民税：4～6月は申請年度の前年度、7～3月は当該年度の市民税です。

※ 1会計年度(4～3月)に複数の用具の給付を受ける人は負担額が変わる場合があります。

※ 自動消火器の再給付の価格は、給付済み機器が耐用年数(10年)を経過し、再給付を受ける場合の負担額です(取外し及び機器廃棄料を含みます。)

3 申込方法

所定の申請書をお住まいの区の福祉課へ提出してください。

4 お問合せ・お申込み先：お住まいの区の福祉課

区 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
中	中区大手町4-1-1	504-2570	504-2175
東	東区東蟹屋町9-34	568-7730	568-7781
南	南区皆実町1-4-46	250-4107	254-9184
西	西区福島町2-24-1	294-6218	233-9621
安佐南	安佐南区中須1-38-13	831-4941	870-2255
安佐北	安佐北区可部3-19-22	819-0585	819-0602
安 芸	安芸区船越南3-2-16	821-2808	821-2832
佐 伯	佐伯区海老園1-4-5	943-9729	923-1611